

大阪市立中道小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 中道小学校校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心をもち、心身共に健康な子どもの育成を図る」ために「大阪市立中道小学校いじめ防止基本方針」を制定し全職員で取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校の雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の人権感覚をさらに醸成し、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりに努める。
- ④ いじめの早期発見に努め、早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校組織として対応する。また、保護者や関係機関などと連携して解決にあたる。
- ⑤ いじめの事後指導を含め、児童一人一人に対する人権感覚を鋭敏にし、常に全教職員や保護者、関係機関と情報を共有しながら再発防止に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

①すべての児童が授業場面で活躍できるように、わかる学習指導の充実に努める。

- ・習熟度別授業、少人数授業の指導方法の工夫を実践し、楽しく、わかる授業の充実に努める。
- ・児童の実態に合った教材を作成、活用して指導法を工夫する。
- ・個に応じた学習指導を推進する。
- ・運営に関する計画をもとに、児童の学力向上を具体的に実現化させていく。

②学習規律の徹底

- ・正しい姿勢を意識させ、指導する。
- ・授業での発表の仕方や聞き方の指導を徹底する。

③社会体験や交流体験などの体験的な学習を計画的に実施する。

- ・地域の人たちとの交流体験や勤労体験、ボランティア体験に取り組む。
- ・異学年交流を系統的、計画的に指導し実践する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①たて割り班活動による異学年交流に取り組む。

- ・児童集会、中道ラリーなどの活動を計画的に実施し、責任感や思いやりの心を育てる。
- ・人と関わることの喜びや大切さに気付き、集団づくりを進める。

②コミュニケーション能力を育む活動の充実を図る。

- ・引き続き「コミュニケーション力の育成」を研究テーマに全職員で取り組む。
- ・朝の会、集会活動、授業、学習発表会などで自分の思いや考え、意見を述べる場の確保や時間を設定する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①人権尊重や思いやりの心を育てる人権教育・道徳教育を推進する。

- ・年間計画にしたがって、系統的・計画的に指導を行う。
- ・児童の発達段階や実態に応じた教材、資料を開発、活用し、自尊感情の育成に努めるとともに、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・インターネットや携帯電話等でのいじめに対応したモラル教育を系統的・計画的に実施する。

②相談体制の整備

- ・「いじめアンケート」を計画的に実施し、学級担任による教育相談を行ながら、児童個々の生活背景や実態、人間関係の把握に努める。
- ・日頃から児童が相談しやすいような信頼関係を教職員が築いていくとともに、児童が相談しやすい関係づくりに努める。
- ・教職員が共通理解して解決に取り組めるように、情報を共有したり対応方法について協議したりする場を隨時設定する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 日々の児童観察

- ・教職員が児童と関わる時間や場を積極的に設け、児童のささいな変化にもすぐに気付くようにし、早期発見を図る。
- ・児童の生活ノートや日記、連絡帳、「心の天気」、「相談機能」等を活用しながら、学級担任と児童、保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を構築していく。
- ・保護者や地域の児童に関する情報を把握し、積極的に相談を受け入れる体制を作る。

① 「いじめアンケート」「児童アンケート」の実施

- ・随時アンケートを実施し、児童同士の関係や児童の生活実態、児童の思いや考えを把握できるようにする。

② 情報の共有化

- ・児童の気になる変化が見られたり、気になる行為があつたりした場合の情報を教職員で共有化するとともに、必要に応じて保護者とも情報を共有しながら、早期発見のできる体制をつくる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに生活指導部長を中心に組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 正しい実態把握と情報の共有

- ・複数の教職員が、当事者双方の意見やまわりの児童等から個々に聞き取りを行い記録する。
- ・教職員で情報を共有し、実態を正確に把握する。

② 指導体制や方針の決定

- ・教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・実態に即応した指導体制を整え、対応する教職員の役割を明確にする。
- ・関係諸機関との連絡調整を行い、連携を図る。

③ 児童への指導や支援

- ・いじめられた児童に寄り添い、支えられる体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、誰かに知らせる勇気をもてるよう指導する。

④ 保護者との連携

- ・事実関係を正確に伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・判明した情報を適切に提供し、協力しながら解決できるようにする。

⑤ いじめ対応後の指導

- ・被害児童、加害児童に対して継続的な指導や支援を行う。
- ・子ども相談センターやスクールカウンセラー等と連携して心のケアを図る。

- ・児童理解研修会や校内研修会で、児童の実態を把握して情報を共有し、すぐに組織的な対応がとれるようとする。
- ・指導経過の記録を保管し、児童の進級や進学、転学等で適切に情報が引き継げるようとする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①「いじめ防止対策委員会」
 - ・学校組織として取り組めるように体制を組織する。
 - ・委員として、校長、教頭、生活指導部長、学級担任、養護教諭、人権教育主担当者を置く。
 - ・教育委員会等の関係諸機関とも相談しながら、必要に応じて外部人材も委員とする。
 - ・いじめや被害の状況や内容により、警察とも連携する。
- ③ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証を行う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や、児童間の問題行動に関わる情報の収集や記録、保管・整理に努める。

【年間計画】

【調査等】

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・11月・2月）
- 保護者アンケート、児童アンケート調査 年2回（6月・12月）

【研修会】

- 人権教育実践研修会（2月）
 - 生活指導連絡会（4・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月）
- ※ 職員会議の前に全職員で共通理解をする。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校行事や児童の様子について、学校だより、ホームページ、学年だより、保健だより等により情報の発信や啓発を行う。
- ②学校協議会を年3回実施（6月、12月、3月）開催し、学校の様子や学校評価、「全国学力・学習状況調査」、「全国体力運動能力、運動習慣調査」学校関係者評価等の結果を開示し、具体的な取り組み内容を審議する。
- ③ P T A行事や学級懇談会等で、日頃の児童の様子等について情報発信し、意見交流をする。
- ④地域やP T Aの行事や活動に、児童や教職員が積極的に参加し、交流を深める。

(3) 取組内容の検証

- ①学校協議会（年3回実施）において、「運営に関する計画」の計画、中間評価、最終評価の内容を審議し、P D C Aサイクルにより学校教育活動に活かしていく。

- ②生活指導連絡会や研修会等の中で、気になる児童の日々の様子を全教職員で情報として共有し、組織として指導していく意識を高めるとともに、指導の方法やなどを検証して実践する。
- ③学校行事等の様々な活動の実施後に、児童の活動を振り返りながら、次回の改善に活かすようにする。

7. 重大事案への対処

(1) 重大事案の定義

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

○いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

○児童や保護者から「いじめられていて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

